

## スタートアップ公共調達促進事業委託業務 仕様書

### 1 事業名

スタートアップ公共調達促進事業委託業務

### 2 事業目的及び概要

本県では、2018年度に「Aichi-Startup 戦略」を策定し、STATION Ai を中核としたスタートアップ・エコシステムの形成に取り組んできた。

これまでの本県の取組の成果もあり、県内ひいては全国のスタートアップの数は増加し、創業初期の外部資金の調達に成功するスタートアップの数も増加傾向にある。こうした中で、スタートアップ・エコシステムの発展のために、より事業規模の大きなスタートアップを生み出していくことが本県のみならず全国的な課題として認知されている。

スタートアップの規模を拡大するためには、スタートアップの製品やサービス（以下「製品等」という。）の導入実績を増やすことが必要であるが、そのためには民間だけではなく公共におけるスタートアップの製品等の調達を促進させる必要がある。

本事業では上記目的を達成するために以下2つの取組を行うものである。

#### ① スタートアップ製品等トライアル事業

自治体への導入実績の少ないスタートアップの製品等については、導入前段階における効果検証の実施が、本格導入までの意思決定過程におけるポイントの一つとなる。本事業では、スタートアップの製品等を県及び県内市町村にトライアル導入（以下「トライアル」という。）することで、自治体の本格導入前における効果検証を支援する。

#### ② 4号随契制度運用支援事業

「新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者から、新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約」による調達について定めた地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定に基づく随意契約（以下、4号随契）を活用することで、最初の導入自治体が認定したスタートアップの製品等の他の自治体への波及を期待できる。本事業では、県及び県内市町村の4号随契の運用に係る制度における認定手続きを支援する。

なお、本事業は東京都が実施する「東京都ファーストカスタマーアライアンス」※と連携して実施するものであり、この連携を通じて、本事業により認定したスタートアップの製品等を県内に留まらず全国に拡大していくことを目指すこととする。

#### ※ 東京都ファーストカスタマーアライアンス

東京都が実施し、スタートアップと自治体との協働を促進するため、全国の自治体が4号随契に係る認定情報の相互活用を可能とし、スタートアップ製品等の公共調達の裾野拡大を図る制度。

WEB ページ : <https://government-startup-platform.deloitte.jp/firstcustomer-alliance>

### 【本事業の目標】

- ① 本事業を活用するスタートアップのスケールの支援。（したがってスケールする可能性の低いスタートアップについては自治体のニーズがあった場合でも対象としない。）
- ② 自治体におけるスタートアップからの調達案件の拡大・新たな公共市場の創出を通じたスタートアップの成長に寄与する環境の構築。
- ③ 4号随契制度の県内市町村への普及。
- ④ 上記の達成過程における自治体における業務効率化や住民サービスの向上。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 事業内容

#### (1) スタートアップ製品等トライアル事業

4号随契による公共調達を促進するために、県及び県内市町村が実施するスタートアップの製品等のトライアルを支援する。本事業の対象は以下のいずれの条件も満たすものとする。

- ・ スタートアップが、STATION Ai のスタートアップ会員であること。
- ・ 当該スタートアップの製品等が、令和9年3月31日時点で、販売開始から5年以内であること。

#### ① スタートアップの製品等のトライアルに係る発注

トライアルにあたり必要となる経費について、本委託料からスタートアップに対して支払うこと。

- ・ 発注経費の合計額の上限額：39,600千円（税込）
- ・ 発注経費の委託事業者への支払いに関して、本委託事業終了時点において発注経費の合計額が上記の上限額に達しない場合は、実際の発注経費の合計額を委託事業者に対して支払うこととする。
- ・ 発注数については18件程度とすること。ただし、18件を超える場合であっても発注経費の上限に達するまでは本委託事業の予算の範囲内で可能な限り対応すること。
- ・ トライアル1件あたり及び1自治体あたりの上限額については現時点において定めないが、可能な限り多くの自治体においてスタートアップからの調達実績を上げることが事業目的に照らして望ましいため、県と相談のうえ事業実施段階において上限額を定めることは可とする。
- ・ トライアルの対象となる自治体は県及び県内市町村とする。なお、本事業は、対象

自治体がトライアル終了後に、対象自治体の予算をもって4号随契により本格導入することを前提としているが、トライアルの結果として当該自治体にとって有用ではないと判断された製品等の本格導入を強制するものではない。

- ・トライアルの対象の決定については、県及び県内市町村からの申請に基づき、スタートアップの成長性及び当該自治体の将来的な4号随契による本格導入の可能性（自治体ニーズの深さ、自治体ニーズに対する製品等の適合性、4号随契制度の整備状況等）を考慮したうえで委託事業者が審査をし、県が決定する。
- ・発注にあたっては、委託事業者とトライアルをする製品等を提供するスタートアップとの間でトライアルの実施に係る契約を締結すること。なお、契約の締結にあたっては、契約内容に対して適正な金額であることの根拠となる証左を作成すること。
- ・本事業はトライアルであることから、トライアル終了後に対象自治体の資産となる備品等は残さない契約形態とすること。

### ② 県内市町村に対するニーズ調査・ユースケースの作成

トライアル件数及び本格導入へのコンバージョン率を増加させるために県内市町村に対するスタートアップの製品等の導入に関するニーズ調査を実施すること（県内のニーズは愛知県が調査を実施する。）。また、これらのニーズに対応するスタートアップの製品等のユースケースを想定し、県及び県内市町村向けの提案資料を作成すること。

- ・ニーズ調査は原則として県内全市町村に対して実施すること。
- ・ニーズ調査にあたっては、当該市町村の興味・関心領域や解像度の高いニーズの内容、当該ニーズに対する予算の状況、組織体制をはじめ、トライアルの候補となるスタートアップを探索するために必要な情報を網羅的に把握すること。（可能な限り1市町村あたり複数のニーズを聞き取ること。）
- ・ユースケースの作成にあたっては、個別具体的なスタートアップの製品等の内容を盛り込むこと。この際に、ニーズに適合するスタートアップの製品等について、公募等により広くソーシングするとともに、提案に必要となる情報を収集すること。なお、当該スタートアップ自体の成長性が認められない場合は選外とし、県及び県内市町村向けの提案から除外すること。

### ③ 県及び県内市町村とスタートアップとのマッチング

「②県内市町村に対するニーズ調査・ユースケースの作成」の結果を踏まえて、県及び県内市町村に対してスタートアップの製品等を提案し、興味・関心が高い案件についてスタートアップとのマッチングを行うこと。

- ・マッチングの件数は36件以上実施することとするが、「①スタートアップの製品等のトライアルに係る発注」に対応する件数を本委託事業の予算の範囲内で可能な限り対応すること。

④ 県及び県内市町村のトライアルにかかる伴走支援の実施

県及び県内市町村のトライアル決定後、当該自治体とスタートアップとの円滑なコミュニケーションのためのファシリテーションを行うこと。

- ・ 伴走支援は18件程度とすること。ただし、18件を超える場合であっても発注経費の上限に達するまでは本委託事業の予算の範囲内で可能な限り対応すること。
- ・ 基本的には当該自治体とスタートアップとの自律的な運用を期待するものであることから、伴走支援はトライアルが概ね円滑に進行できることを確認できるまでの間の実施で足りるものとする。

⑤ その他付随業務

- ・ 事業実施にあたり、実施に必要となる細則(応募要領やQA集等)を作成すること。
- ・ 県及び県内市町村向けの説明会を5月下旬を目途に開催すること。(オンライン開催可とするが、アーカイブを残して自治体が閲覧可能な状態とすること。)

(2) 4号随契制度運用支援事業

県が4号随契を用いてスタートアップからの公共調達を実施する場合 ((1)スタートアップ製品等トライアル事業によらない場合を含む。) 及び県内市町村が「(1)スタートアップ製品等トライアル事業」を活用したスタートアップの製品等について4号随契を行う場合に、4号随契に係る以下の支援を実施する。

① 県内市町村の4号随契制度の策定支援

4号随契の制度を有しない県内市町村が新たに4号随契の制度を構築する場合のアドバイザリーを行う。アドバイザリーは、他の自治体の制度等に関する情報共有や法的なアドバイスを想定している。なお、県内市町村の策定する要綱等の書類を策定することまで求めるものではない。

② 学識経験者からの意見聴取

本事業が対象とするスタートアップの製品等を4号随契に認定するにあたり必要となる学識経験者からの意見聴取を行う。なお、意見聴取は、当該自治体の4号随契に係る要綱等に規定された内容や様式により行うこと。

- ・ 認定につき2名以上の学識経験者から書面による意見聴取を行うこととし、必要な謝金については本委託料から支払うこと。
- ・ 学識経験者については、認定案件ごとに事業の新規性・独自性、有用性・市場性、事業実施の確実性の観点※から適切な意見を付すことができる者を、認定主体となる自治体に対して提案すること。

※ 【新規性・独自性】

既に企業化されている商品若しくは役務とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務

と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

#### 【有用性・市場性】

事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

#### 【事業実施の確実性】

新商品の生産等の実施方法、実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

- ・ 学識経験者の意見聴取は適正な申請があったのちに1ヶ月以内を目安に実施すること。
- ・ 実施件数については9件以上とすること。9件を超える認定申請がある場合は、本委託事業の予算の範囲内で可能な限り対応すること。
- ・ 学識経験者との調整は委託事業者が実施すること。

#### ③ 実施計画の策定支援

本事業の対象とするスタートアップの製品等の4号認定にあたりスタートアップが作成する実施計画の作成を支援すること。

- ・ 実施計画は認定主体となる自治体の定める様式を用いること。
- ・ 実施件数については9件以上とすること。9件を超える認定申請がある場合は、本委託事業の予算の範囲内で可能な限り対応すること。

#### ④ 4号随契カタログ作成

本事業により4号認定をしたスタートアップの製品等について概要を記載したカタログを作成すること。

- ・ カタログは電子媒体で作成し、WEBページ等に掲載すること。
- ・ カタログのフォーマットは「東京都ファーストカスタマーアライアンス」と同様のフォーマットとするなど、他自治体の作成するものと互換性を持たせること。
- ・ カタログ掲載後に、カタログに記載のある当該製品等の情報に変更があった場合は当該自治体の変更の承認に基づいてカタログ記載内容を更新すること。
- ・ カタログ掲載の製品等について、委託事業者の提案により販路開拓を支援すること。
- ・ 実施件数については9件以上を想定すること。9件を超える認定申請がある場合は、本委託事業の予算の範囲内で可能な限り対応すること。

#### ⑤ その他

「(2)4号随契制度運用支援事業」に係る提案書の作成にあたっては、県の策定する「スタートアップからの公共調達の推進における新事業分野開拓者認定に関する要綱」等を参照すること。なお、当該要綱については2026年4月に施行予定である。

### (3) 成果報告会の開催

本事業の成果報告会を3月に1回開催すること。成果報告会の開催にあたって、自治体向けのスタートアップの製品等の展示を行うなど、本事業終了後の公共調達の促進に資する内容とすること。

#### 【想定スケジュール】

	2026年												2027年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
<b>(1) スタートアップ製品等トライアル事業</b>															
②県内市町村に対するニーズ調査・ユースケースの作成															
③県及び県内市町村とスタートアップとのマッチング															
⑤その他付随業務（県及び県内市町村向けの説明会の開催）		●													
①-1 スタートアップの製品等のトライアルに係る発注（申請期間）															
①-2 スタートアップの製品等のトライアルに係る発注（トライアル期間）															
④県及び県内市町村のトライアルにかかる伴走支援の実施															
<b>(2) 4号随契制度支援運用事業</b>															
①県内市町村の4号随契制度の策定支援															
②学識経験者からの意見聴取															
③実施計画の策定支援															
④4号随契カタログ作成															
<b>(3) 成果報告会の開催</b>												●			

## 5 付随業務

「4事業内容」の実施にあたり付随する業務を実施すること。

### (1) 他自治体との連携

本事業を実施するにあたって、県が連携する東京都をはじめ、他自治体との調整・連携を必要に応じて行うこと。なお、この調整・連携にあたって県に事前に相談すること。

### (2) 関連事業の提案

本事業の事業目的に資する「4事業内容」の記載されていない事項についても、本委託事業の予算の範囲内において効果的と認められることは積極的に提案し、実施すること（提案審査時の評価対象とする。）。

#### (例)

- ・自治体向けのスタートアップの製品等の開発支援
- ・自治体向けのスタートアップの製品等の展示会の開催 等

### (3) スタートアップのサービスやプロダクトの活用

本事業の効果的な実施に資するスタートアップのサービスやプロダクトを委託事業の予算の範囲で積極的に活用すること。また、本事業を実施するにあたり、必要となるツール等についても業務に支障のない範囲でスタートアップのサービスやプロダクトを用いること。

### (4) STATION Ai との連携

本事業の実施にあたっては、「①スタートアップの製品等のトライアルに係る発注」の対象を STATION Ai の会員スタートアップに限定することから STATION Ai 株式会社とは随時連携すること。また、STATION Ai の入居促進に貢献できることは積極的に取り組むこと。

## 6 成果物

- ・業務報告書（電子データ） 1式
- ・その他、本県が指示したもの

※ 事業実施報告書の電子データは、原則として PDF 及び PDF 変換前の編集可能な拡張子のデータ提出すること。

### 【納入場所】

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課

## 7 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、「4 事業内容」及び「5 付随業務」で定める各事業を総括する責任者を1名配置すること。また、責任者以外についても事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (2) 事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) 事業内容については、本仕様書の内容を遵守することとし、事業の実施にあたっては、県と十分協議すること。
- (4) 委託業務における打合せや会議等については、その概要を作成するとともに、用いた資料をその都度県に共有すること。
- (5) 県との資料の共有等にあたっては、原則として電子データで行うこととし、共有用のストレージを用いる等により円滑に行うこと。また、普段の連絡調整にあたっても Slack 等を用いることで円滑に行うこと。

(6) 本プログラムの実施にあたり、事務局を STATION Ai に設置すること。なお、事務局設置（コワーキングスペースでも可。）にあたり必要な費用は本委託事業の予算に含まれるものとする。

(参考) STATION Ai 利用料算出基準

座席料 : コワーキング 1席あたり 3万円／月

個室 1室あたり 25万円／月 (4人部屋)

固定席 1席あたり 4万円／月

※価格はすべて税抜き表示。

※座席料のほか、入居時に別途初期費用が必要。

※上記価格は今後変動する可能性がある。

(7) 本事業に関する WEB ページを作成すること。なお、WEB ページのドメインについては原則として愛知県公式 Web サイトのサブドメイン（「pref.aichi.jp」の先頭に任意の文字列を挿入して作成したドメイン。）を用いること。

(8) 委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(9) 本事業を実施するにあたって、あらかじめ県と協議の上で承諾を得た場合には、事業の一部について再委託を行うことができる。なお、「4 (1)①スタートアップの製品等のトライアルに係る発注」に係る再委託契約については、トライアルの決定をもって、本項前段の県の承諾に変えることとする。

(10) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(11) 委託業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。

(12) 委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告とともに、誠実な対応を行うこと。

(13) 本事業は国の地域未来交付金を利用するものである。業務完了後 5 年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しなければならない。

(14) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

(15) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。

(16) 本事業と連携することで、効果的と思われる事業がある場合、委託限度額の範囲内で積極的に提案すること。

(17) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と受託者の協議により定めるものとする。